

## 悪天候時等における対応について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年6月2日)

2023年1月25日の意見

(<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/A1079-c519df4e82c06ee3edc6d24f6d3dcc16.pdf>)

を踏まえて、要望があります。

本日の豪雨により、本日 13 時時点でいくつかの路線が運休をしていることにより通学・帰宅な困難な学生が発生することが事前に予見できる状態での対面講義の強行、また豪雨で危険を伴う状態で、かつ現地で実験等を行うわけでもないのに服が大きく濡れて、かつ講義で用いる非防水の電子機器(PC など 1 回豪雨時の結露で壊れたことがあります)を損傷する可能性がある状態で大学に行って講義に出席する意味が理解できません。

また、隣の大阪や奈良では、現時点で豪雨によって出歩くことが非常に危険な地域もありますが、京都に関しては運良く線状降水帯が逸れただけで、京都でも十分このような危険は起こりうるものだと考えています。

(1)「令和 5 年度前期の授業について」

(<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/230214-r5zenki-jyugyo-72034a31db8d6e37ee31873436a3072e.pdf>)には「令和 5 年度前期授業については、今年度と同様、感染予防対策を講じたうえで、原則、対面授業により実施することとします。」とありますが、このような時の対応については、全学の一斉対応ではなく、各部局・各教員で柔軟に対応できるようにできないでしょうか。

(2)文科省の 2022 年 3 月の資料である「現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例」

([https://www.mext.go.jp/content/20220203-mxt\\_koutou01-000020386\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220203-mxt_koutou01-000020386_2.pdf))の「大学等における遠隔授業の取扱いについて(令和3年4月2日高等教育局長通知)」には

今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められる

とありますが、この文によれば、1 月の定期試験で起こった大雪、本日の大雨のような事象ではオンライン講義でもよいのではないかと思われるのですが(1 月の事例では試験期間でしたが)、本日においては KULASIS で

6 月 2 日の授業等について(6 月 1 日 18 時 40 分揭示)

6 月 2 日(金)の午後から、近畿地方では大雨となることが予想されていますので、注意してください。

なお、授業等の実施については、「災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い」のとおりです。

とあるのみで、今日のような強い雨でも対面講義を行う本学の講義の運営方針は全然弾力的でないと感じます。

ここ3年間のオンライン講義の知見があるのですから、こういう所で活かした方が良いと感じるのですが、どうにかならないでしょうか？

もっと具体的には、休講の判断には「災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い」における、京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項の第2条第1項、および「気象警報及び公共交通機関の運休による休講等の流れ図」に従っていると思われませんが、そこに「前日に、災害が起こる可能性が予見でき、指定の路線が運休する可能性がある場合、オンライン講義(実験の場合は予定の変更)などに積極的に変更する」旨を付け足してほしいです。

最寄りの路線が正午に急に止まったことによって帰れなくなる学生(本日、大阪の大学で実際に起こっており、京都でもこのような豪雨の際には起こることが予見できます)、災害による身の危険が生じる学生が発生する可能性が前日に予見できる場合であっても対面講義を続ける、今のような「何があっても対面」のような雰囲気は適切でないと感じます。

(参考)

大学等における遠隔授業の取扱いについて(令和3年4月2日高等教育局長通知)

感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い・令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

【回答】(回答日:2023年6月9日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

ご意見ありがとうございます。

(1)授業休止としない場合でも、部局長の判断あるいは教員個別の事情により、休講となる場合があります。また、居住地を含む地域又は通学経路における災害等の発生により

授業等に出席できなかった場合は、授業欠席届により申し出てください。  
(2)基準の見直しについては、いただいた意見も参考にさせていただきます。